令和４年４月８日

修斉小学校園　保護者　様

岸和田市立修斉小学校園
校園長　　八木　元彦

気象警報発令時の学校園の対応について

春暖の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校園の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、岸和田市の小学校園では、児童園児の安全を確保するため、気象警報発令時の対応を下記のようにしておりますので、学校ホームページにも掲載しておりますが、再度ご連絡いたします。ご家庭でも日ごろより気象警報には十分ご留意いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

１．自然災害に伴う、**「特別警報」「暴風警報」**が発令されている（発令された）場合

①**午前７時現在、**岸和田市に発令されている場合　⇒　**臨時休業**

②**午前７時～始業時間で、**岸和田市に発令された場合　⇒　**臨時休業**

③**始業時間以降、**岸和田市に発令された場合　⇒　**授業中止（授業の繰上げ等）**

２．自然災害に伴う、「特別警報」「暴風警報」以外の警報**（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報）**が発令されている（発令された）場合

①岸和田市に発令された場合　⇒　**（原則的に）平常対応**

②子どもたちの安全確保上の問題が生じる恐れがあると判断した場合

⇒　**臨時休業・授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる**

３．自然災害に伴う、**修斉地区に避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」）**が出ている（出された）場合

①**午前７時現在、**修斉地区に発令されている場合　⇒　**臨時休業**

②**午前７時～始業時間**で、修斉地区に発令された場合　⇒　**臨時休業**

③**始業時間以降、**修斉地区に発令された場合　⇒　**授業中止（授業の繰上げ等）**

４．給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風警報」「修斉地区への避難情報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止になります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」「修斉地区への避難情報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、校区の状況や時間により、学校で判断します。

※「臨時休業」「授業中止」「授業の繰上げ」を実施する場合は、必ず学校緊急連絡メール（e ライブラリ連絡メール２）にてお知らせします。